

県南広域振興局長告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年9月9日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 江刺室根線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市大東町大原字七切424番1地先から字七切421番1地先まで	新	A m 19.4~11.8	m 60.2
一関市大東町大原字町裏16番1地先から134番地先まで		B 48.5~24.6	462.4
一関市大東町大原字一六20番3地先から字七切421番1地先まで	旧	A 19.4~6.6	268.5
一関市大東町大原字稗ノ沢25番7地先から字町裏134番地先まで		B 48.5~13.0	1,120.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成28年9月9日から同年10月11日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 折壁大原線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市大東町大原字下一ノ通50番1地先から19番1地先まで	新	B m 58.2~9.0	m 165.3
一関市大東町大原字下一ノ通50番1地先から字八幡館43番19地先まで	旧	A 58.2~7.0	347.0
		B 58.2~9.0	348.0
一関市大東町大原字七切422番2地先から字上一ノ通47番1地先まで		C 62.0~13.6	1,167.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成28年9月9日から同年10月11日まで

- 3（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 343号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市大東町大原字上一ノ通47番1地先から字稗ノ沢25番7地先まで	新	B m 58.8~12.9	m 2,302.5

	旧	A	
		55.6~7.0	2,538.6
		B	
		58.8~12.8	2,302.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成28年9月9日から同年10月11日まで